

いじめ防止基本方針

和歌山県立新翔高等学校

目 次

1	はじめに.....	1
2	いじめの定義.....	1
3	いじめの理解.....	2
	（1）いじめに見られる集団構造.....	2
	（2）いじめの態様.....	2
4	いじめの防止等の学校の取組.....	3
	（1）いじめの防止等の対策のための組織.....	3
	（2）未然防止のための取組.....	4
	（3）早期発見・早期対応.....	5
	（4）いじめの防止等のための年間計画.....	8
	（5）教員の資質能力の向上.....	8
	（6）家庭・地域との連携.....	8
	（7）継続的な指導・支援.....	9
	（8）取組内容の点検・評価.....	9
5	重大事態への対処.....	9

参考資料

資料1	学校用 重大事態対応フロー図.....	10
-----	---------------------	----

いじめ防止基本方針

和歌山県立 新翔高等学校

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な悪影響を及ぼすとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為である。

学校は、すべての生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができる場であり、生徒一人一人の「学び」を保障するためには、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、及びいじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」との認識の上に立ち、小さなサインを見逃さず、訴えを真剣に受け止める。そして、「いじめは絶対に許されない行為である」という強い姿勢を貫きながら、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護、加害者の反省と成長並びに傍観者の気づきと正義感の高揚等を図り、問題を解決する。

以上を基本理念とし、全教員が計画的、組織的にいじめの防止等に取り組む。さらに、日頃から生徒・保護者・地域との信頼関係の構築に努め、いじめの未然防止と解決、再発防止に向けた取組を一丸となって推進する。

2 いじめの定義

いじめは次のように法令で定義されている。

いじめ防止対策推進法第2条（平成25年9月28日施行）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

簡潔にすると次のようになる。

生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等の仲間や集団など、生徒が関わっている何らかの人間関係

物理的な影響：身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上の誹謗中傷なども意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行う。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察する。

周囲からはけんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、原因やそ

れまでの人間関係及び生徒が感じた苦痛や恐怖等に着目し、いじめかどうかを判断する。また、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3-(2)いじめの態様に、いじめの具体例を示す。

3 いじめの理解

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解しなければならない。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは次の①～④の四者の関係から成り立っている。

- ①被害者・・・心理的又は物理的な影響を受け、心身に苦痛を感じる。
 - ②加害者・・・心理的又は物理的な影響を直接被害者に加える。
 - ③観衆・・・周りではやし立てたり面白がったりする。
 - ④傍観者・・・見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている。
- ③、④についてもいじめを助長する存在である。

いじめの集団構造は流動的な場合、顕在化しにくい場合があり、以下の点に注意が必要である。

- ・加害者が被害者になったり、被害者が加害者になることもある。
- ・仲がよい集団に見えても、その中に上下関係があり、上位の者が下位の者にいじめを強要している場合もある。
- ・直接接点がないと思われる集団でも、インターネットを通じていじめが発生している場合がある。

(2) いじめの態様

以下に具体的ないじめの例を挙げる。

<具体的ないじめの態様>

○暴力を伴うもの

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

○暴力を伴わないもの

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・金品をたかられたり、盗みを強要されたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等を使った誹謗中傷や嫌がらせ 等

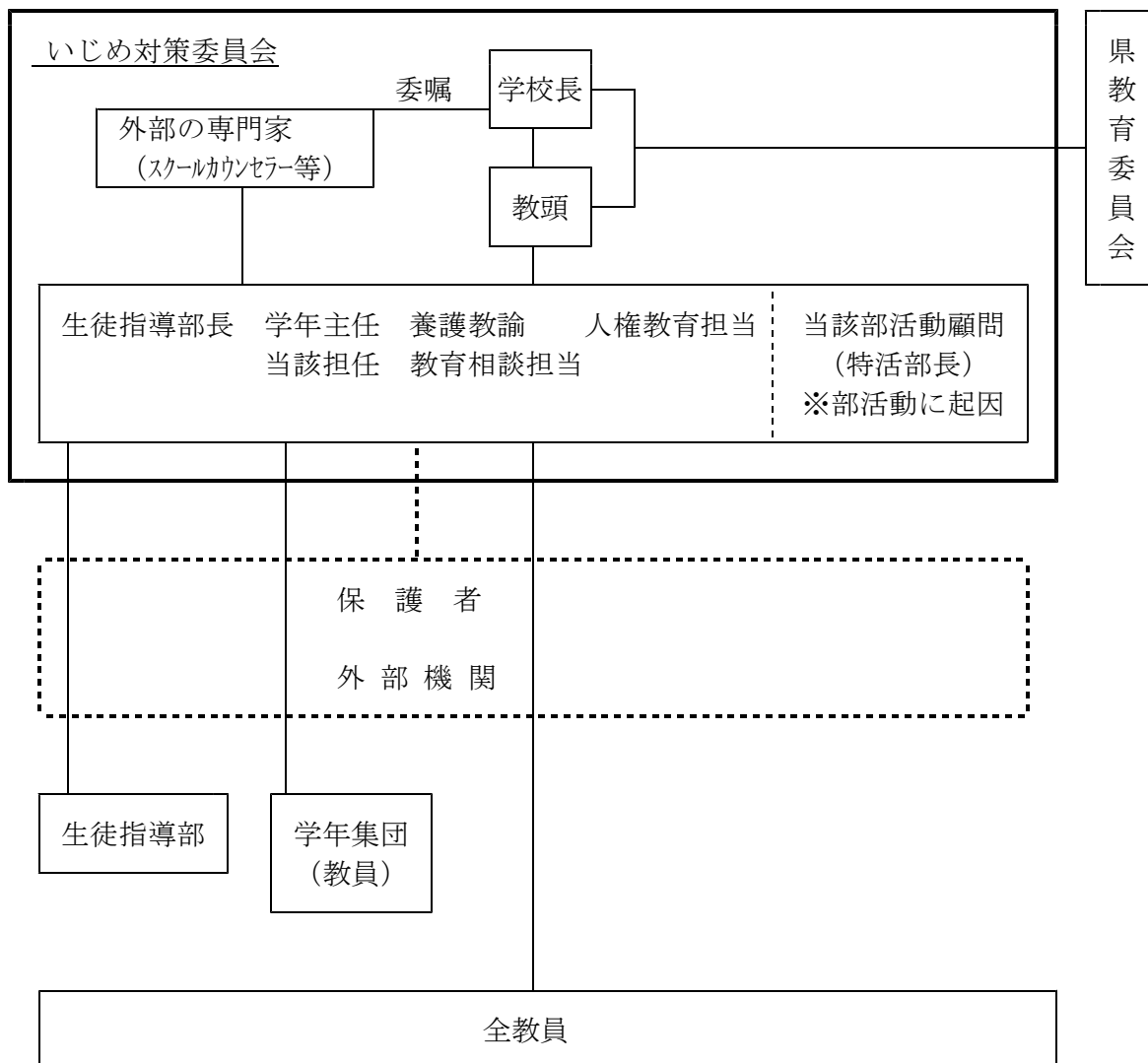
このように、いじめには暴力を伴うもの、伴わないものがある。また、仲間同士の悪ふざけのように見えても、その行為が強者から弱者へ一方的であったり、継続的、集団からの集中的な攻撃である場合には、深刻な苦痛を伴ういじめになる。

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等のための組織の設置

学校はいじめ防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる「いじめ対策委員会」を設置する。学校長は、事案の内容と解決に向けた取組の進捗状況に応じて、構成員を招集する。下図はその組織と機能を示す。



<外部機関>

青少年相談センター、警察署、情報セキュリティ研究所、児童相談所、子育て支援センター、スクールカウンセラー、学びの丘（教育相談・特別支援）、特別支援学校（教育相談）、校医（その他の医療機関）等

イ いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は次のような役割を担う。

①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

④いじめに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、一連の対応を組織的に実施するための中核

※情報収集や関係生徒への事情聴取、保護者への連絡等の対応は、生徒指導部及び当該生徒の所属する学年集団が中心となり、迅速かつ綿密にやりとりを繰り返す。

(2) 未然防止のための取組

ア 日常的な取組

全校及び学年アセンブリー等で日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

イ 道徳教育、人権教育の充実

道徳教育や人権教育の充実を図り、望ましい人間関係を築くとともに、規範意識や社会性を高める。

ウ 体験活動等の充実

体験活動を通し、生徒が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えられるような場を積極的に設ける。また、自他の頑張りを認め合い、互いの存在を尊重し合う姿勢、集団への帰属意識を高める。その他、他者との関わりを通して、コミュニケーション能力を伸ばす。

エ 生徒会活動の充実

生徒自らが主体的に参加する取組を推進し、生徒自身の問題解決能力を高める。

オ 学級指導の充実

日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。また、はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

カ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、授業規律の徹底を図る。また、協同学習やユニバーサルデザインの教材等、必要な支援を取り入れ、どの生徒にも分かりやすい授業を展開し、理解の積み重ねにより、学ぶ意欲を高め、心を満たす。そして、生徒の学力、自己肯定感、社会性、人間関係の改善や向上を図る。

キ 命を大切にす教育の推進

学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げ、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。

ク 保護者や関係機関との連携

いじめの防止について、保護者への理解を促すとともに、日頃から育友会や関係機関等との連絡・連携を密にする。

ケ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、外部の専門家等を招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

コ 教育相談体制の整備

教育相談コーディネーターを中心に、各学年、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を図りながら、生徒や家庭が抱える悩みの解消に努める。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

(ア) 日頃の情報収集の充実

- ①各教員は日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ②休み時間や放課後等、平素の生徒との雑談やクラブ活動中の様子を通して、交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談や家庭訪問の機会を活用し、悩みやトラブルを抱えていないかを問う。
- ④休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、生徒間の関わり合い、教室、通学路等の異常を調べる。

(イ) 定期的なアンケートの実施

いじめアンケートを1学期末、2学期末、3学期末に実施する。

(3学年については1学期末、2学期末の年間2回。他学年は年間3回)

実施方法は以下の通りである。

- ①アンケートの実施を事前に保護者にも連絡し、予め家庭内でいじめについて話し合ってもらおう。
- ②「いじめは絶対に許されない行為。教員は全力で対応する。生徒全員の正義感や思いやりの心、勇気で、いじめのない学校を作り上げていく。」等を訴え、真剣な雰囲気醸成を促す。(1クラスに2名の教員を配置)
- ③いじめの定義や具体例、質問内容等について説明する。
- ④回答に十分な時間を設けて、記名式で実施する。
- ⑤回答後は用紙を2つに折り、中が見えないようにして、2名の内どちらかの教員に提出する。
- ⑥回収後は速やかに回答に目を通す。得られた情報を学年会議等で共有し、対応を検討・実施する。

※優先順位（すべてネット上を含む：上から順に対応を進める）

- ・いじめが続いている
- ・いじめにあった
- ・いじめを見た。聞いた。

(ウ) 教育相談の充実

- ①生徒とその保護者、教員がいじめに関して相談しやすい体制を整備する。
- ②スクールカウンセラー等による相談室の利用を促す。また、電話相談窓口について各家庭に周知徹底する。
- ③クラス担任による個人面談や保護者を交えた三者面談を定期的を実施し、いじめ等の訴えがあった場合、思いや不安・悩みを十分に受け止め、家庭との連携を図りながら迅速に対応を進める。
- ④学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

イ 早期対応

いじめへの対応は、学校長を中心として教員全員の一致協力体制で臨む。いじめに関する情報は特定の教員が抱え込むのではなく、「組織」で共有し、迅速かつ適切に対応する。その際には対応したことを記録として残しておく。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認（5W1Hを基本に、客観視できる第三者の存在、心情、信頼できる友人や教員等、できるだけ詳しく、具体的に聞き取る。）

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちに関係する教員や生徒、目撃者等から事情を聞き、いじめの事実の有無、その内容等を調べ、全体像を把握する。

①遭遇・現認の場合

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。また、直ちに関係者や目撃者等から事情を聞き、全容を把握する。

②情報が提供された場合

生徒や保護者から「いじめを受けた」又は「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、その情報を組織で共有、関係者からの聞き取りを重ねて、全容を把握する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめの事実が確認された場合、直ちにいじめを止めさせ、再発を防止する。そのために、複数の教員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に実施する。

①いじめられた生徒・保護者への支援

- ・いじめられた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒とその保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人

等)と連携し、いじめられた生徒が安心できる体制をつくる。

- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を大切に守る。
- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係等を伝えるとともに、今後の学校との連携の在り方について話し合う。

②いじめた生徒・保護者への指導、助言

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚、反省させる。
- ・家庭訪問等により、保護者に事実関係等を伝えるとともに、学校の指導方針を説明し、今後の指導について家庭との連携を図る。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導したり、出席を停止させたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめに至った背景に目を向け、必要な支援を講ずる。

③観衆・傍観者に対する指導

- ・ホームルーム活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならぬという態度を、一人一人の生徒に醸成する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、その行為がいじめを容認する態度に繋がることに気づかせ、いじめを自分の問題として捉えさせる。そして、いじめを止める、または誰かに知らせる勇気をもつように訴える。
- ・はやしたてる等、同調していた生徒に対して、その行為はいじめへの加担であることを理解させ、反省を促すとともに、いじめを抑止・仲裁する人へと成長させる。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込みを行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談する。

(4) いじめの防止等のための年間計画

いじめの防止に繋がる「よりよい学校（クラス）づくり」、「生徒同士の仲間意識の向上」及び「人権の尊重と規範意識や社会性の向上」を図るための活動計画を以下に示す。

	1 年	2 年	3 年
1 学期	対面式 新入生研修 生徒総会 情報モラル講座 遠足 Q-Uテスト 人権LHR クラスマッチ いじめアンケート	対面式 生徒総会 総合的な学習 (グループアプローチ) 情報モラル講座 遠足 高齢者福祉施設訪問 Q-Uテスト 人権LHR クラスマッチ いじめアンケート	対面式 生徒総会 情報モラル講座 遠足 Q-Uテスト 人権LHR クラスマッチ いじめアンケート
2 学期	体育祭ブロック練習 体育祭 文化祭 人権映画 いじめアンケート Q-Uテスト	体育祭ブロック練習 体育祭 文化祭 人権映画 いじめアンケート Q-Uテスト	体育祭ブロック練習 体育祭 文化祭 人権映画 いじめアンケート Q-Uテスト
3 学期	インターンシップ マラソン大会 いじめアンケート	修学旅行 マラソン大会 いじめアンケート	

(5) 教員の資質能力の向上

「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきちんと取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブック等を活用した校内研修を計画的に実施する。

- ① 4月 新転任研修
 - ② 6、11、2月 「いじめアンケートの実施とその対応について」の研修
- ※その他、必要に応じて実施する。

(6) 家庭・地域との連携

平素から保護者や地域との信頼関係の構築に努め、校外での生徒の実態把握等、いじめの防止に向けた取組を連携して進める。主な取組を以下に示す。

- ①保護者が生徒の家庭での様子を相談しやすい体制の整備
- ②育友会総会や三者面談等での情報交換
- ③学校行事や登下校指導での協働
- ④紀南地区高校生交通防犯協議会等での情報交換や問題行動の解決に向けた連携
- ⑤地域の祭り等での街頭指導

(7) 継続的な指導・支援

いじめの解決・再発の防止のために、生徒の人間関係を継続的に注視する。特に、いじめを受けた生徒については継続的に心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるように支援する。

また、いじめを行った生徒については、その背景にある原因やストレスを取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と連絡を密にし、家庭での様子や言動を継続的に把握する。

(8) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次の一、二のような事態が発生した場合、その事案を重大事態と判断し、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに適切に対処する。

- | |
|--|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の次のような状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

イ いじめ対策委員会が中心となって、事実を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明するなどの措置を講じる。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力